

## 第6 2回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会会議録

日 時 令和4年9月22日(木) 10時00分～11時45分

場 所 生駒市役所 4階 401・402会議室

### 【出席者(敬称略)】

〔委 員〕 山口宣恭、米倉弘幸、伊藤征史郎、徳地宏美、喜住栄藏、後藤由美子

(リモートによる参加) 吉川正史、村岡悠子

〔実施機関〕 健康課課長補佐：渋谷英生、同課主任：桑原ひびき、デジタル推進課長：森康通、

〔事務局〕 総務部長：杉浦弘和、総務課長：飯島武暢、同課課長補佐：酒見昭廣、

同課主任：真銅美雪、同課主任：塚美代子

### 【議 題】

- 1 【報告案件】健康課事業におけるクラウド型シフト管理システムの利用について(健康課)
- 2 【諮問案件】個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例整備の在り方について(総務課)

### 【審 議 事 項】

- 1 【報告案件】健康課事業におけるクラウド型シフト管理システムの利用について(健康課)

健康課の育児相談、赤ちゃん訪問やパパママ教室などの事業において、多くの看護師等の専門職やボランティアの協力を得て事業を実施しており、その事業に従事するスタッフのシフトの管理・調整を行っているが、事業従事者が多く、調整が煩雑になってきているため、シフト管理システムを活用して事業に従事するスタッフの調整を行うことについて、健康課から報告があった。内容については、新型コロナウイルスワクチン接種会場で業務に従事してもらう看護師の勤務について、シフト管理システムのデータセンターと通信回線を用いて結合することを、令和3年議答申個第53号で適当と認められており、今回利用するシフト管理システムは、既に導入している仕組みを利用することから、報告案件として説明を受けた。

#### ○質疑

Q 取り扱う個人情報は、氏名とメールアドレスのみですか。

A はい、そうです。

Q 昨年答申させていただいた事業とは異なる事業で同じシステムを使うということですね。

A そうです。

Q どのような事業を想定されているのですか。

A 年間700件弱あります生後4ヶ月までの赤ちゃんとお母さんのお宅を訪問するこんにちは赤ちゃん事業や1歳6ヶ月検診や3歳児検診の検診業務等にご協力いただく専門職の方の調整に使わせていただきたいと考えております。

## 2 【諮問案件】 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例整備の在り方について（総務課）

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の改正により、地方公共団体の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールを規定し一元化されたことに伴い、法施行に係る条例整備が必要となり、本市の個人情報保護制度に係る条例整備の在り方について、総務課から説明があった。

### ○ 概要

- ・ 全国的な共通ルールを設定する法の趣旨から、法律の範囲内で必要最小限の独自の措置が認められており、個人情報保護法施行条例の整備を行う。条例規定が必要なもの、許容されるものについては、独自措置として審議事項となる。

（法律の施行による制度への主な影響について）

- ・ 個人情報の定義については、それ自体で個人識別性がない情報で照合可能なものか容易に照合可能なものに変更になる。また、死者の情報は個人情報から除かれ、生存する者に限ることから死者に関する情報については、適正な取り扱いを確保していく。
- ・ 取扱いに特に配慮を要する個人情報については、現行条例で収集制限の対象となるセンシティブ情報は、法の要配慮個人情報に含まれると考えられ、また、実質的に他の個人情報と取扱いに差はなく、収集制限等の規定を設けることはできない。また、地域の特性に応じて条例で要配慮個人情報を定めることはできるが、本市の地域性を踏まえて配慮が必要となる個人情報はないと考えられ、条例規定は行わない。
- ・ 個人情報の適正な取扱いについては、収集制限や電子結合の禁止等に係る規定がなくなり、保有制限や不適正な利用及び取得の禁止等の取扱いとなり、条例で独自の規定を定めることは許容されないため、法規定を踏まえ適切に運用していく。
- ・ 個人情報ファイル簿は、扱う本人の数が1000人以上の場合に個人情報ファイル簿を作成し公表しなければならないが、1000人未満の場合に対応するため、従来の個人情報取扱事務開始届の提出と目録の作成及び公表を行う。

（独自措置の検討について）

- ・ 本人開示等請求における手数料  
手数料は無料とし、写しの作成及び送付に要する費用負担は、現行と同様とする。
- ・ 行政機関等匿名加工情報に係る手数料  
次回の審議会に提示する。
- ・ 「条例要配慮個人情報」の内容  
本市の地域性を踏まえて配慮が必要となる個人情報はないと考えられるため、規定はしない。
- ・ 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項  
従来からの運用である個人情報取扱事務の届出を行い、届出事項を記載した目録を作成、公表する。
- ・ 開示等請求における不開示情報の除外及び追加（情報公開条例との整合性）  
情報公開条例では開示される情報であるが、法では不開示となっている公務員の氏名、土地開発公社の役員及び職員の職、氏名、職務遂行の内容について、不開示情報から「公務

員の氏名」を外す規定を行う。また、土地開発公社の情報については、情報公開条例で開示される情報となることから公表情報となるため、不開示情報の規定はしない。

- ・ 開示決定等の期限

法の開示、訂正等については、請求があった日から30日以内を期限とし、事務処理上困難である場合は、当該期限を30日以内で延長ができるが、現行条例に合わせて15日以内の開示等の決定期限、30日を限度として延長を行う期限を規定する。また、法では、期限特例として、事務処理が著しく大量の場合、請求があった日から60日以内に行える範囲で開示決定し、残りを相当期間内に決定するとされているが、この期限については、現行条例の45日以内の規定とする。

- ・ 生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会の諮問事項

条例の制定改廃の他、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときに諮問することができる規定とする。

- ・ 運用状況の公表

年1回実施している条例の運用状況の公表を行う制度を設ける。

- ・ 個人情報保護管理責任者の設置

条例では規定せず、個人情報保護委員会が示す安全管理措置に係る指針を踏まえて、管理体制を整備する。

- 質疑

Q 死者に関する情報に関して、適正な取扱いを確保するとありますが、どのような形で確保されるのでしょうか。

A 従来から個人情報に位置づけされていたので、その状況を制度で維持できるよう内規等を定めることができないうか検討中です。

Q その死者に関する情報について、内規等が本審議会へ諮問の機会があると考えてよろしいのですか。

A 来年4月1日の法施行までに、死者に関する情報の対応についてまとめたものを審議会の方にお示しさせていただきたいと考えております。

Q 死者に関する情報が生存する遺族の情報ではなく死者に関する情報というのは、具体的にどのようなものがあるというふうに把握されていますか。

A 現状、今まで運用してきた中で、例えばお亡くなりになった方の救急搬送等の情報等につきましては、死者の方の情報になるのではないかと考えております。

Q 条例要配慮個人情報について、部局との話し合いは今までありましたでしょうか。

A 条例要配慮個人情報に該当するものとして検討し、担当課と協議したものとして、生活保護の受給者情報やDV（ドメスティック・バイオレンス）の情報については、本市の地域特性があるとは言えない情報であるとともに、性的少数者の性的指向や性自認情報については、在り方が多様で、一定定義するのは難しいという考えです。また、実運用として具体的に取扱いに差がない現状では、特段、規定する必要ではないと考えております。

Q 実務上の違いがないというのは、具体的に違ふとすれば何が違ふのでしょうか。

- A 法において個人情報と要配慮個人情報の取扱いに差が設けられているポイントが2点あり、個人情報ファイル等の記載事項について、当該要配慮個人情報の取扱いがあればその旨を記載することと、漏えい等が発生したときに本人への通知義務が規定されています。個人情報の漏えいが発生した場合などは、規模が100人以上の時に本人へ通知することになりますが、要配慮個人情報の場合は人数制限がなく、本人への通知が必要となります。実質的に取扱いの制限であるとかの大きな差はありません。
- Q 実際、その地域に住んでる住民に関する重要な情報であれば、地域の特性がないと言えるのでしょうか。それ自体はどこが解釈を示しているのでしょうか。
- A 地域特性ということにつきまして、生駒市に限ったものであるとか、そういった特質のものであるかという観点から検討いたしましたので、本市独自のものと考えております。
- Q 要配慮個人情報に関して、取得が条例で禁止され守られていたものが、その規定自体がなくなるということについて、住民の方に対する説明はどのようにされるのですか。
- A 国の法による制限、厳格、適正に運用を努めていくことで、同水準のものが確保されると示されており、本市としてもそのような運用により、従来と同様の保護水準を維持できると考えています。
- Q 条例に独自の規定を定めることは許容されないとありますが、個人情報の適正な取扱いの運用に関して、サービス規定等を内部の規定としておくことは考えられないでしょうか。
- A 公務員については、入庁時にサービス宣誓を行っておりますが、サービス宣誓の在り方を意識しながら、個人情報取扱いの運用については、非常に重要なところでありますので、こういったことが可能か検討を進めていきたいと考えております。
- Q 個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務登録簿との違いを教えてくださいませんか。
- A 個人情報ファイル簿の定義として、一定の事務の目的を達成するために、特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもので、本人の数が1000人以上の場合に作成及び公表する規定になっています。個人情報取扱事務の届出については、市が行う一定の事務単位において届出をしていただくもので、本人の数であるなどの制限はありません。
- Q 開示請求する住民からするとどちらの方がアクセスし易いでしょうか。
- A 個人情報ファイル簿は1000人以上の条件がありますので、市民の方が見ていただき易い、ご理解していただき易いのは、事務単位の方がわかり易いと思います。
- Q 個人情報取扱事務開始届の届出についても、施行条例に規定をおくのでしょうか。
- A 条例に明記する方向で考えております。
- Q 開示決定等の期限は、請求があつてから原則15日以内、30日まで延長ができるということで合わせて45日以内とありますが、生駒市として45日以内で処理は充分できるという判断でよろしいのでしょうか。
- A 問題ないと思っております。
- Q 現在、決定期限を15日から45日以内で行っておられますが、今、実際超えているのは何%ありますか。45日で全部出しておられないですよ。

- A 個人情報の開示自体が少ないですので、45日以内で開示決定をさせていただいております。
- Q 個人情報保護運営審議会の諮問事項について、今回の個人情報保護法で施行条例になった場合、これは諮問されない、過去の情報から項目だけでもいいので、諮問は今までこれくらいありましたが、このくらいになるというのを教えていただけないでしょうか。
- A 最近では、諮問内容の殆どはオンライン結合だったのですが、それは諮問からはずれることになります。また、本人外収集や外部提供についても審議会に諮っておりますが、そういうところも無くなってくると思っております。一方で今後は、安全管理措置や判断に迷うことが出てきた時に専門的知見を活用したい場合に、広く活用できるような形で対応させていただきたいと考えております。
- Q 広く活用するというのは、どういったところを求められる組織になるのでしょうか。個人情報保護委員会は、サイバーセキュリティくらいで、専門的な知見とは何かは示していませんが、専門的かどうかは誰が判断するのでしょうか。
- A 諮問をさせていただくのは市になります。本当にこれでいいのかどうか判断を迷った時に審議会の方にお聴きすることになるかと、そのあたり、市の方で状況を見ながら個別に判断をさせていただくことになるかと思えます。
- Q 一般の市民の方が入っておられること自体が、透明性の確保に繋がっているのですが、専門的な知見がないので外すという形になるのでしょうか。
- A 今後、個人情報保護制度を運用していくうえで、市として審議会にどういったところを求めるところになるかとは思いますが、現時点では、専門的な知識を持った方にお伺いしたというようなことを想定しております。
- Q 来年度以降は、諮問の件数は減ってくるように思われますが、報告についてはどうなるのでしょうか。
- A 検討させていただきたいと考えております。
- Q 個人情報保護管理責任者の設置について、これまでは、規則で課長を責任者としておりましたが、法律に合わせて規定しないことになりましたが、最終的な責任は、市長ということになるのでしょうか。
- A 現在示されている指針の事例で示されておりますのは、管理体制の中で立場上、一番上に立つのは、部長を担当者ということで考えております。
- Q 委員の皆さんのご自身の意見、感想でも構いませんが、そのような機会をどこかでもっていただく必要があるかと思いますが、そのあたりは、いかがでしょうか。
- A 検討させていただきたいと考えております。
- Q 民間の中では、お客様の折衝内容をデータベース化した時に、センシティブ情報は入力してはいけないことになる場合がありますが、収集制限はなくなってしまうということでしょうか。
- A 基本的に行政機関が行う事務は、法令に基づく業務、事務が原則になり、我々が行う事務は、法令等によって決められている事務の中で、必要最低限の取得、保有するということで、一定の規律が確保されています。
- Q 市としては、従前のセンシティブ情報について収集もするし、職務範囲の中で保有するとい

うことで、門地、思想信条、宗教が基本的に保有制限、保有しない意味合いでよろしいのでしょうか。

A 事務の必要性、利用目的等を明確にさせていただいて、その範囲の中で必要であれば保有することになります。

○ 審議会が出された意見について

- ・ 死者に関する情報について、今まで条例で規定されていた適正な取扱いや開示等の運用についても、内規を作ることについて検討をしていただきたい。
- ・ 要配慮個人情報においては、運用を厳格に行うこと。
- ・ 個人情報の適正な取扱いについて、これまでの水準を維持するよう運用に関して内部規定等を置くことを検討していただきたい。
- ・ 条例改正が定まりましたら、この機会に一般市民に対する広報を通じて、周知を充分にしていきたい。

### 3 閉会